

令和4年6月21日

〒460-0002

名古屋市中区丸の内1丁目17番31号

清原名古屋ビル2階 黒岩総合法律事務所

有限会社ワンラブ代理人弁護士 黒岩千晶先生

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海 理事長 杉浦市郎

(連絡先) 〒464-0075 名古屋市千種区内山3丁目28番2号 KS千種ビル6階F

事務局長 伊藤英樹

TEL 052-734-8107 FAX 052-734-8108

再度の申入れ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当団体の申し入れに対し、令和4年2月18日付改訂予定案をいただきましたが、消費者保護の観点から、依然として不十分な点がございますので、その内容をふまえて、消費者保護及び救済の観点から、再度別紙のとおり申し入れをさせていただきます。

つきましては、ご検討の上、貴社の見解や対応につき、令和4年7月21日までに上記連絡先宛に、書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

なお、本問い合わせ及び申し入れの内容、申し入れに対する貴社の御回答の有無、内容並びに本申し入れ以降の経緯・内容等については、消費者被害発生防止の観点から、当団体のホームページその他適宜の方法により公表させて頂くことがありますことを申し添えます。

敬具

申入れ事項

1 「Love Love パック」と題する書面中「◆売買契約」欄記載の条項について

(1) 条項の内容（抄）

- ① 略
- ② 感染症（パルボウイルス、ジステンパー等の命に関わる重大感染症）による補償も、加入して頂いた補償範囲内での適用とさせていただきます。感染症以外の、発病、疾患、体調不良等につきましても、同様にお引き渡し後は全て、加入して頂いた、補償範囲内での適用とさせていただきます。

(2) 申入れの趣旨

本条項につき、消費者契約法 8 条 1 項 1 号、同項 3 号及び同法 8 条の 2 に適合するように改めてください。

(3) 申入れの理由

消費者契約法 8 条 1 項 1 号、同項 3 号、及び同法 8 条の 2 違反

ア 消費者契約法 8 条は、

次に掲げる消費者契約の条項は、無効とする。

- 一 事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除…する条項
- 三 消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除…する条項

と規定し、同法 8 条の 2 は、

事業者の債務不履行により生じた消費者の解除権を放棄させ…る消費者契約の条項は、無効とする

と規定しています。

イ 本条項では、貴社の販売したペット（生体）について、貴社が原因で病気になった場合も含め、生体販売契約後、購入者において、返品、交換及び一切の金銭請求ができないとされています。これは、貴社において、消費者の貴社に対する債務不履行及び不法行為に基づく損害賠償請求権の行使は認めず、また、貴社の債務不履行による契約解除権の行使を認めない趣旨と解されます。

これは、事業者の不法行為に基づく損害賠償責任を免除する条項の無効について規定した消費者契約法 8 条 1 項 1 号、3 号、及び、消費者の解除権を放棄させる条項の無効について規定した同法 8 条の 2 に反します。

この点、貴社は、「文面を確認する限り、当該文面が、愛玩用の小動物の性質上、予め一定の割合で生じることが予想される先天性な疾患や内部寄生虫や耳ダニといったものを指し、弊社が発生を抑止したり駆除したりすることが困難、あるいは、不可能な場合を指すこと、つまり、弊社に故意過失の認められない場合であることが、一般人の判断能力からすれば、前後の文面から合理的に判断できるものと思料致しました。」と主張されます。

しかし、感染症（パルボウイルス、ジステンパー等の命に関わる重大感染症）、及びそれ以外の、発病、疾患、体調不良等について、貴社に契約不適合責任が全く発生しないかといえそうではなく、必ずしも一般人が貴社に故意過失がない場合であると合理的に判断できるとは限りません。

2 「生体販売契約説明後のチェックシート」における条項について

(1) 条項の内容

重大感染症及び感染症以外の発病、疾患、体調不良につきましてもお客様にご加入いただきました医療保険のみの適用とさせていただく事をご了承ください。

内部寄生虫や耳ダニに関しては100%発見し駆虫する事は獣医師でも困難となります。引き渡し後の補償に関しては補償適用範囲でのご対応になることをご了承ください。

(2) 申入れの趣旨

これらの条項につき、消費者契約法8条1項1号及び同項3号に適合するように改めてください。

(3) 申入れの理由

消費者契約法8条1項1号及び同項3号違反

これらの条項も、貴社の故意や過失にかかわらず、消費者からの一切の損害賠償請求を認めない内容となっています。

したがって、これらの条項も、事業者の債務不履行ないし不法行為に基づく損害賠償責任を免除する条項の無効について規定した消費者契約法8条1項1号及び同項3号に反します。

なお、内部寄生虫や耳ダニについても、貴社がこれを知って告げなかった場合など、貴社に責があるような場合には免責されるべきではありません。

以上